

岐 阜 県 公 報

第 百 七 十 七 号
令 和 三 年 二 月 十 二 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく 知事が定める医療費指数反映係数等	(国民健康保険課)	六九 ^六
保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	七〇
道路の供用開始	(道路維持課)	七〇
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	七〇
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	七一
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課)	七二
土地改良区役員の退任	(西濃農林事務所)	七二

告 示

岐阜県告示第五十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、令和三年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示（令和二年岐阜県告示第十八号）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 一
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇六八四七五九九四六二四
- 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇二二五九四〇七八七二七
- 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇五四八一三三二一一四六三
- 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八三六四〇
- 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・

- 七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・二二五〇三八五三
九二七五八
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九
九九四五六七三
- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字八ツ保四六二一、四六二三の一、四六二三の二、四六一四から四六一八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八ツ保四六二一（次の図に示す部分に限る。）、四六二三の二
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 ほか)
県道	岐阜 関ヶ原線	本巣郡北方町春來町三丁目六 〇番地先から 同 郡 同 町 同 二番地先まで	八七〇	令和 三・二三	平成 三・三二

岐阜県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
鐘鑄場1	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流

所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務

所及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東谷3	不破郡垂井町大滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之尾大洞	不破郡垂井町市之尾	次の図のとおり	土石流
岩手堂谷	不破郡垂井町岩手	次の図のとおり	土石流
大石西山1	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
大石西山2	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
大石西山3	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
宮代西谷前	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
宮代小黒見	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務

所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鐘鋳場1	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流
鐘鋳場2	海津市南濃町津屋	次の図のとおり	土石流
北谷2	海津市南濃町羽沢	次の図のとおり	土石流
御山2	海津市南濃町上野河戸	次の図のとおり	土石流
矢落2	海津市南濃町安江	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東谷 3	不破郡垂井町大滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之尾大洞	不破郡垂井町市之尾	次の図のとおり	土石流
岩手堂谷	不破郡垂井町岩手	次の図のとおり	土石流
大石西山 1	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
大石西山 2	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
大石西山 3	不破郡垂井町大石	次の図のとおり	土石流
宮代西谷前	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
宮代小黒見	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	庄川清見地区 （農業用排水施設整備） 庄川清見地区 （ほ場整備）	令和二・五・二二 令和元・一〇・三一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
神戸町南地区	令和二・九・二四	理事	新井光博	安八郡神戸町大字神戸 三九一番地

令和三年二月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社